

ろう学校における防災システムの再構築に関する研究

－誰一人取り残さない支援に焦点を当てて－

教育学研究科 教育実践創成専攻 教育実践開発コース 学校マネジメント分野 齋藤 亜弥

1. はじめに

日本は地震が多発する地域であり、この一年を振り返っても令和6年1月1日に発生した能登半島地震や、同年8月に発表された「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」をはじめ、度重なる地震が発生している。また、これらの地震による災害は甚大な被害をもたらし、国民に不安を抱かせている。地震をはじめとする自然災害による被害を最小限に抑えるため、気象庁は災害情報を発信し、各分野での防災体制の強化が進められているが、依然として多くの課題が残されている。

学校教育においては平成7年の阪神・淡路大震災及びそれ以降の地震の教訓を踏まえ、防災教育・防災管理、学校の施設整備を進めてきたが、平成23年3月に発生した東日本大震災では結果として多数の学校、児童生徒等に甚大な被害をもたらした。防災を含む学校安全については、学校保健安全法に基づき、学校安全計画の策定・実施、危険等発生時対処要領（以下危機管理マニュアル）の作成、地域の関係機関等との連携など、様々な措置が講じられてきた。また、平成20年及び平成21年に改訂された学習指導要領及び幼稚園教育要領においては安全に関する指導の充実が図られてきている [文部科学省, 学校防災のための参考資料, 2013]。このように学校教育における学校安全の防災対策はその都度よりよいシステムを構築してきているが、一方で実効性に乏しいという課題も指摘されている [文部科学省, 第3次学校安全の推進に関する計画（概要）, 2022]。これは学校教育だけではなく国や各自治体の課題でもあると言える。

こうした課題に直面している中で能登半島地震における災害弱者の問題が浮き彫りになった。災害弱者（防災行政上は要配慮者）とは、高齢者や障がいのある人々など、災害時に適切な避難行動が困難であり、有事の際に取り残される可能性がある人々を指す。行政は、絶対的平等という考え方で災害時に全員を平等に扱うことを基本としているが、現実には一部の人々が避難行動、避難生活において取り残されている現状がある。一方、福祉の立場では「全員の能力は等しいわけではなく、一人一人の実情に応じて資源を比例配分することが重要だと考え、これを合理的配慮の提供と呼んでいる [立木, 2024]。実際に2011年の東日本大震災において、障害者手帳を持つ人々の死亡率は全住民の死亡率の2倍に達したことが報告されており、災害弱者に対する適切な合理的配慮が不足していたことが明らかになった

[NHKハートネット福祉総合サイト, 2011]。さらに、東日本大震災については多くのデータが解析され、その結果、聴覚障害者の死亡率が全体人口の死亡率の3倍以上に達した事例が報告された [NHK福祉ネットワーク取材班, 2011]。松崎らは、この高い死亡率の背景に、災害時の緊急情報伝達システムが聴覚障害者に対して十分に機能していなかった可能性があることを指摘している。発災直後、聴覚障害者が災害や避難所に関する緊急情報を得ることが困難であったことが、死亡率の高さに繋がった要因であると考えられている。この事実は、聴覚障害者が情報を適切に取得できない状況において、災害弱者となるリスクが高まる事を示している [松崎他, 2016]。

このように災害時においては、聴覚に障がいがあることで他の人々と同じ情報を迅速に受け取ることができない場合が多く、避難行動の遅れや不十分な対応に繋がることがある。

本研究の目的は、東日本大震災における災害弱者の問題を踏まえ、筆者が勤務する聴覚特別支援学校における災害時の体制が適切かどうかを検証、改善することである。また、「誰一人取り残さない支援」の視点に立ち、災害時における合理的配慮の必要性を再考し、より実効性の高い防災システムの構築を

目指す。

具体的には、まず法的な内容を整理し、学校における危機管理マニュアルの作成状況や内容を調査する。その後、山梨県内および県外の聴覚特別支援学校における合理的配慮の実態を調査し、現行のマニュアルに基づく避難訓練を通じて聴覚障害のある当事者の意見を収集する。これらのデータを基に、より効果的な避難支援の方法を検討し、実施した結果を防災システムの見直しに反映させる。

2 現状の把握・課題の洗い出し

2-1 現行の法律

2-1-1 学校安全について

学校安全については、学校保健安全法第3章 [学校保健安全法, 2015] 「学校安全」において第26条「学校安全に関する学校の設置者の責務」、第27条「学校安全計画の策定等」、第28条「学校環境の安全の確保」、第29条「危険等発生時対処要領の作成等」、第30条「地域の関係機関等との連携」で定め

られている。具体的な体系は図1「学校安全の体系」で示す。学校安全は各教科や特別活動等で扱

う安全教育と、安全管理、組織活動からなる。このうち、安全管理、組織活動については危機管理マニュアルで扱われている内容である。

2-1-2 危機管理マニュアルの変遷

学校危機管理マニュアルについては平成13年の大阪教育大学附属池田小学校の事件を受け、文部科学省が作成した「学校危機管理マニュアル」の策定から始まる。その後、犯罪、災害の発生を受け、内容の追加がされてきている。先に挙げた課題のとおり、常に実効性のあるものにしておく必要があるが、令和5年3月に文部科学省が行った「学校危機管理マニュアルの実態に関する調査」によると全

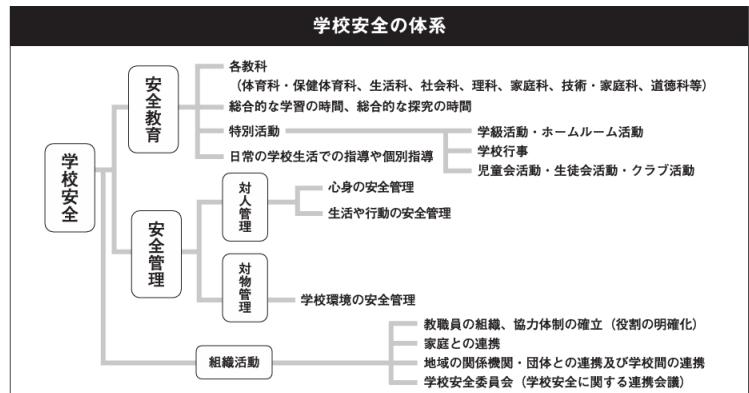


図1 学校安全の体系 [文部科学省, 学校安全 e-ラーニング管理職向けテキスト資料, 2024]

時期	内容	きっかけ	備考
平成14年2月	「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	・平成13年6月：大阪教育大学附属池田小学校事件	文部科学省が作成
平成19年11月	「学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために～」が追記	・平成17年11月：広島市の小学校1年生 ・同12月：栃木県今市の小学校1年生 いずれも下校中に事件に遭遇し殺害される	登下校時における幼児児童生徒の安全確保について 17文科省第333号 平成17年12月6日
平成21年（2009年）	「学校の危機管理マニュアル」策定義務付け		学校保健安全法第29条
平成24年3月	学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」が追加	平成23年（2011年）3月11日 東日本大震災	
平成30年	危機管理マニュアル作成の手引き		
令和3年	危機管理マニュアル見直しガイドライン		

全体で98.7%の学校が作成しているものの、その見直しや実効性については課題があるという結果であった [文部科学省, 危機管理マニュアルの点検結果について, 2023]。その原因については、変遷を示すような追記が重ねられた結果であるのか、あるいは最初の義務づけから15年が経過したことが影響しているのかは明確ではないが、学校現場としては危機管理マニュアルが学校安全において極めて重要な役割を果たしており、その重要性を再認識する必要があると言える。今後は、マニュアルの見直しや実効性を高めるための取り組みが一層求められる。

2-2 全国・山梨・特別支援学校のマニュアルの状況

2-2-1 全国・山梨県内の特別支援学校のマニュアルの状況

危機管理マニュアルに関して、各学校がどのような内容を策定しているのかを知るため、Web掲載している学校をWebで調査した。Webへの掲載の有無については学校ごとに異なり、内容に関しては多くが絶対的平等の視点から作成されており、共通することも多かった。特別支援学校においては、合理的配慮が求められるため、一人一人への配慮が異なることからか、公開されているマニュアルにはその詳細が記載されていないことが多く、具体的な内容を把握することはできなかった。さらに、聴覚特別支援学校に関しても、合理的配慮に関する具体的な内容を記載したマニュアルをweb上では見つけることができなかった。

このため、山梨県内の他の障害を持つ特別支援学校を訪問し、危機管理マニュアルについて直接聞き取り調査を行った。ある肢体不自由支援学校では、移動の困難さに配慮し、校舎の耐震性を前提に地震発生時には安全確認を行った上でその場に留まる避難を想定していることがわかった。また、富士山に近い学校では、富士山の噴火を想定し、緊急時にはバスで他地域の支援学校に移動することを計画していることがわかった。これらの事例から、障害の種類や地域特性を考慮して避難方法を検討することの重要性が再確認された。

2-2-2 聴覚特別支援学校へのアンケート調査

山梨県には聴覚特別支援学校が1校しかなく、他の聴覚特別支援学校の防災に関する取り組みについて直接聞く機会が限られているため、アンケート調査を実施することにした。2024年6月、関東地区にある23校の聴覚特別支援学校に対して、Microsoft Formsを用いてアンケート調査を依頼した。調査内容は、聴覚障がい者への配慮や地域との連携に関する質問を中心に構成された。結果として、23校中6校から回答を得ることができた。以下にその結果を示す。

聴覚障がいを持つ職員がいますか。	緊急で連絡事項があるとき、どのような手段で連絡をしますか。(複数回答可)	発災時、早く正確に情報取つている方法、仕組みがあれば教えてください。また今後有効と思われる仕組み等があればご紹介ください。(例:すべての教室に電光掲示板が設置されているなど)	その他、防災の体制、組織等について日々整じていらっしゃることを教えてください。	貴校の「危機管理マニュアル」には、教職員及び在学生に情報を伝達するための方法として、どのような記載がありますか。	貴校での地域と連携した防災の取り組みにはどのようなものがありますか。
いる(いた)	校内放送直接会って伝え る。PDF設備があり、廊下や教室のテレビ画面に「火災」「緊急事態」と表示される。また廊下や教室の壁にある緊急ランプが発光する。	ほぼ全ての教室と幾つかの廊下の角にPDF用のテレビが設置されている。事務室と職員室にボタンがあり、決められた画面を直ちに表示できる。	どのような状況についても、情報保証(正しい情報伝達)の必要性を感じるとともに、人手スキル、機器等があり、決められた画面を見るとといった難しさも感じている。	配慮点として、難聴者に対応する点を加えていることもある。	地域の消防団に、寄宿舎の夜間(夕方)の避難の様子を見学頂きアドバイス等頂いている。
いる(いた)	校内放送直接会って伝え る。	各部屋(全てではない)モニターの設置		市のマニュアルにそつ てている	地域との連携は今のところない
いる(いた)	校内放送直接会って伝え る。一斉メール配信、携帯メール配信システム	携帯メール配信システム、教室、廊下等に電光掲示板あり。モニターを用いた全校文字表示		メールの一斉配信、Webサイト	避難場所、避難所指定、近隣の教育機関と連携して防災分科会に参加、教育活動に適宜つなげる
いる(いた)	直接会って伝えるチームなどのアプリを利用する(具体的に使用している物をその他ので記入してください。)	チャットを利用。	実際の場で、シミュレーションによりできるのか、不安がある。	情報機器の活用があげられているが、今後視覚的にわかるような、モニター等を廊下等を含めて検討していかたい。	地域連携防災会議にて、情報を共有している。
いる(いた)	校内放送直接会って伝え る。放送を聞いた職員や児童生徒が伝える	教室、廊下にパトライト(従来の緑黄色赤)がある		放送とパトライトで伝え る。	地域防災の訓練で、グラウンドを買っている
いる(いた)	校内放送直接会って伝え る。チームなどのアプリ利 用する(具体的に使 用している物をその他の で記入してください。)UDトーク ZOOM チャット	文字盤			

表2 アンケート結果まとめ

アンケート調査の結果、回答を得られた全ての聴覚特別支援学校には聴覚障がいのある職員が所属しており、発災時には「直接会って伝える」ことを基本としている。また、その他の合理的配慮方法として、パトライトの点灯やデジタルサイネージ等の電子機器を活用したメッセージ表示、Teamsなどの通

信アプリケーションを利用した情報伝達が行われている。これらのことにより、聴覚障がい者への情報提供が行われおり、情報保障の必要性は理解されている一方で、実際には不安を抱える学校も多く、その点が課題として挙げられた。

さらに、地域との連携に関しては、地域連携防災会議で情報を共有している学校や、地域の消防団に寄宿舎の夜間（夕方）の避難訓練の様子を見学してもらい、アドバイスを受けている学校も存在する。また、避難場所や避難所の指定を行い、近隣の教育機関と連携して防災分科会に参加し、教育活動にも適宜防災を織り交ぜる活動を行っている学校もある。これらの取り組みが聴覚障がい者に対する配慮だけでなく、地域との協力を通じた防災力の向上にも寄与していることが確認された。

2-3 校内に今ある体制・システム・環境

以上のような観点から、本校の危機管理マニュアルを確認した。マニュアル自体は、義務づけが開始された当初の絶対的平等の内容が多く含まれている。避難方法については災害が起きたらまずその場で1次避難をし、その後は2次避難場所に集合する、情報の伝達については、パトライトによる注意喚起、校内放送やデジタルサイネージ、直接伝えるという方法である。また震度5弱以上からは保護者への引き渡しをすることとなっている。

聴覚障がい者への配慮としては、光や文字を利用した情報伝達が行われており、合理的配慮がされているといえる。電話は各教室ではなく各廊下、各職員室（支援教育部、幼稚部、小学部、寄宿舎）に設置されている。このため、安全性を考慮し、教員は各個人の携帯端末に職場のOutlook、Microsoft teamsのアプリを入れ、所持するように指示されている。また、避難訓練は授業時間内だけでなく、休み時間中の地震発生を想定した訓練も行われており、その内容は地震や地震後の火災、水害に対応するものである。

しかし、これらの合理的配慮にも以下のような課題が考えられる。第一に発災時における注意喚起として点灯するパトライト（またはフラッシュライト）には、光るだけでは火災が発生しているのか、不審者が侵入したのか、何が起きているのかが判別しにくい。第二に校内放送を通じて情報が伝達される場合、聴覚障がいのある教職員や生徒にその情報を伝える必要があり、聴覚障がい者にとっては確実な情報伝達手段とは言い難い。その点、デジタルサイネージは文字で情報を伝えることができるため、聴覚障がい者にとって有効な手段であるが、設置場所が廊下の端に限定されており、十分に周知するには至らない。

2-4 当事者の声

これらの課題を踏まえ、聴覚障がいのある人々が実際にどのような配慮を求めているのかを明らかにするために、避難訓練の様子を観察し、その後聴覚障がい者への聞き取り調査を実施した。この調査により、聴覚障がい者が求める情報伝達方法や避難時の配慮に関する具体的な理解を深めることができると考えた。

訓練の時間については、事前に職員会議で周知されており、教諭は生徒に対しても発災前に避難訓練の予定を確認していた。訓練の開始時、校内放送とパトライトが点灯し、教諭は生徒に対し1次避難の指示を出した。少し時間が経過した後、デジタルサイネージの表示を確認し、その後、校内放送による2次避難の指示に従い、避難を開始した。聴覚障がいのある教諭が、聞き取れていなければ校内放送に反応して動いている様子を見て、筆者は違和感を覚えたため、この点についてその教諭に聞き取りを行ったところ、「学校の避難訓練はおおよその時間が予想できるので、そのタイミングで動きました」と

語った。この結果、聴覚障がいのある人々が聴者と同じように避難行動をとることを求められる一方で、形骸化した避難訓練を重ねた結果、実効性に乏しい行動をとる場合があることが明らかになった。

さらに、他の聴覚障がいのある職員からの聞き取りでは、発災時には強い不安を感じており、情報伝達についてはできるだけ直接的な方法を希望していることがわかった。実際に地震が発生した際には、スマートフォンを使用して情報を得ることや、聴覚障がい者同士で情報を共有している実態があることも分かった。このことから、聴覚障がい者が依存する情報伝達手段や方法には限界があり、より効果的な情報伝達手段の整備が必要であることが示唆された。

3 再検討として行ったこと

3-1 専門家へのインタビューとその考察

これらの現状を踏まえ、2024年7月に山梨大学工学部土木環境工学科の秦教授にインタビューを実施した。インタビューの結果、これまでの避難訓練における「地震後の火災発生」というシナリオに関する新たな見解が得られた。秦教授によると、震災時において同時に火災が発生する可能性が高いわけではなく、むしろ停電が頻繁に発生することが多いとの指摘があった。これまでの避難訓練では、地震と火災が同時に発生することを前提にした訓練が行われていたが、その想定が必ずしも現実の状況に即していないとのことだった。過去には木造建築が多かったため、地震による火災のリスクが高かつたが、現在の建物は鉄筋コンクリート構造が主流となり、火災のリスクは低くなっていると説明された。実際に、学校で地震による火災が発生した例はほとんどないという。また、地震時にはまず建物の安全性の確認が最優先であり、その後の避難行動が必要かどうかは、建物の安全性を確認した結果に基づいて判断すべきだということだった。地震の揺れが収まり、建物の安全性が確認されるまでは、即時避難行動を開始する必要がない場合もあると述べている。

このように避難の実効性を高めるためには、地震後の状況に応じた柔軟な対応が求められることが改めて確認された。

3-2 本校における避難方法の見直し

前述の問題点を踏まえ、本校における避難方法の見直しを行った結果、以下のような改善策が必要であると考えられた。第一は情報伝達方法の改善である。情報伝達の基本は「直接伝える」ことが前提である。しかし、これに加え、パトライトの点灯による注意喚起、デジタルサイネージによる情報の提示、さらにTeams等のアプリケーションを活用するなどし、文字で情報を受発信できるシステムを構築することが重要である。このような多様な情報伝達手段を活用することで、聴覚障がい者を含む全ての生徒・職員に確実に情報を伝えることができる。第二は耐震性に関する確認である。県教育委員会に問い合わせた結果、本校の建物は震度7までは耐えられることが確認された。そのため、発災時には冷静に判断し、適切な避難が可能である。しかし、余震等により更なる揺れが加わる可能性も考慮し、状況に応じた柔軟な対応が求められる。第三は震度5弱以上の揺れ時の引き渡し準備である。震度5弱以上の揺れが発生した場合、その後に保護者への引き渡しが行われることになる。現状を注視しながら、引き渡し準備を行うことが求められる。特に、本校は全県一区の学校であるため、引き渡しができない場合の対応についても考慮する必要がある。このような状況に備え、非常時の対応手順をさらに詳細に整備することが求められる。

3-3 Microsoft Teams の活用提案

学校内の状況や合理的配慮の観点から、既存のマニュアルに加えて Microsoft Teams の活用を提案した。ICT 支援員の協力を得ながら、以下のような観点で職員が一つのチームとして情報を共有し、迅速に対応できる体制を作ることを目的とした。

第一はチーム内の情報共有の効率化を図ることである。Teams のチャット機能を活用し、情報を迅速に発信・共有できるようにする。特に、災害発生時や緊急時には、職員が一元化した情報を確認できることが重要であり、Teams はその役割を果たすために有効であり、また相互に情報を発信できる利点がある。第二に緊急情報の重要性の強調ができるという点である。Teams のチャット機能には、メッセージに「緊急」や「重要」などのマークを付ける機能があり、この機能を利用することで情報の優先順位を明確にし、緊急の情報がすぐに職員に届くようになることが可能となる。この機能を活用することで情報が開示されるまで 2 分おきに通知が送られ、職員が確実に情報受け取れるようになり、状況に応じた適切な行動を促すことができる。しかし取り組む中で 20 人以上のチャットではこの機能が使用できないことがわかり、通常のチャット機能を活用して情報を発信することとし、職員全員が情報をリアルタイムで受け取る体制を整えることにした。

このように、Microsoft Teams を活用することで、効率的で迅速な情報伝達が可能になり、災害時における職員の対応力を高めることが期待された。

3-4 実践の振り返り

このシステムを用いて 2 回目の避難訓練を実施した。2 次避難場所として指示された体育館に集合をする時、チャットの既読数は 4 人だった。また、デジタルサイネージが機能しなかった。

避難訓練を実施した後に行った教員対象のアンケートには以下のようない記載があった。（一部抜粋）

- ・ Teams の活用は情報を得るのによかった。
- ・ 地震警報の放送から避難指示までの時間が長かったが、実際の震災時の待機時間想定になった。
- ・ ろうの先生への情報保障が課題だと思った。
- ・ デジタルサイネージの操作が戸惑い表示できなかった。
- ・ 地震で火事が起きる可能性は低く、倒壊する危険の方が高いので子どもたちはそれを理解して避難をしているのか。学校で地震が起きたら避難の必要はなく、火事が起きたら避難が必要ということをきちんと説明しつつ、避難時にどんな危険があるかも考える必要がある。
- ・ 放送のボリュームが 0 になっていた。

Teams を活用した情報伝達は、特に緊急時において効率的であったという肯定的な意見が多かった。情報の一元化により、全職員が迅速に同じ情報を受け取ることができ、対応のスピードが向上したことが確認された。聴覚障がいのある職員にも適切な配慮がされており、彼らの参加意識が高まったと言える。一方でパトライトの視覚的な情報伝達に関しては、発生している危機の種類（火災や不審者等）を即座に判別できない点が課題がとして残った。さらに、デジタルサイネージの設置場所についても改善の余地があり、視認性を高めるための工夫が必要である。また、操作についても日頃から慣れておく必要があることがわかった。また、これらの反省点を今後の訓練内容に生かし、進化させること重要である。

3-5 見られた有効性と課題

本研究では、Microsoft Teams を活用した情報発信の有効性と課題について検討した。結果として、Microsoft Teams の活用は特に聴覚障がい者への合理的配慮において非常に有効であることが確認され

た。聴覚障がい者への情報保障の意識が高まり、学校内での情報共有が実効性を持つようになり、全職員が共通の認識を持つための重要な一步となった。さらに、デジタルサイネージに関する情報伝達における重要な役割が認識され、関わる職員が操作を習得できるようマニュアルや練習の実施が必要であることが浮き彫りとなった。この点は、災害時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するために極めて重要である。

一方で、課題もいくつか明らかとなった。第一に、状況判断の難しさと情報発信のタイミングに関する課題が挙げられる。地震発生後、管理職が情報を収集し、避難の必要性を判断する際に、気象庁の発表を根拠に早急な判断が求められるが、その間に数分の遅れが生じることが多いため、この時間差についてあらかじめ職員に周知することが重要である。第二に、震度や状況に応じた判断の根拠を明確に示すことの重要性である。根拠を示すことで、職員および児童・生徒が行動を理解しやすくなり、判断力を育成する上で教育的な役割を果たすことができる。第三に、避難訓練の内容とその根拠を職員全員に明確に示すことが重要である。火災や地震といった異なる災害に対する具体的な避難方法を確認し、その方法が選ばれた理由を職員および児童・生徒に理解させることができることが、実際の災害時に迅速で効果的な対応を促進することにつながる。

最後に、セキュリティに関する新たな制限についても課題となった。令和6年12月から施行された山梨県教育省総務課教育企画室による新たなセキュリティ強化により、私物端末でのMicrosoft Teamsの使用が制限されることとなり、これにより情報共有にかかる手続きが複雑化し、個々の職員がスムーズに情報を共有できなくなる可能性が懸念される。このため、Microsoft Teamsを使用した情報共有方法についての再検討が必要であり、代替手段や新しい情報共有方法の導入が求められる。

4 まとめ

4-1 聴覚障がい者への合理的配慮

聴覚障がいのある人々にとって、社会生活や社会参加における制約は多岐にわたる。その中でも、情報不足は大きな問題であり、様々な場面で活動や参加が制限されることとなる。特に災害時には、音による情報が重要な役割を果たすため、聴覚障がい者にとっては大きな障壁となっている。

ろう学校において導入されているパトライト、デジタルサイネージ、そして人による情報伝達といった方法は、聴覚障がい者に対する有効な情報保障手段であり、引き続き重要な役割を果たすと確認された。しかし、これらの手段だけでは、災害による地響きや倒壊音、人々の逃げる足音、緊急放送、近隣からの声かけなど、音による情報を完全に代替することはできない。音による情報が得られないという状況が続ければ、聴覚障がい者は依然として情報にアクセスできず、緊急時における行動が制限される恐れがある。このような状況に対しては、支援方法は災害の種類や環境に応じて柔軟に変化する必要がある。現在、ICT（情報通信技術）の活用が広がる中で、この技術を積極的に取り入れ、情報伝達手段を多様化することが重要である。通知システムやアプリケーションを活用し、リアルタイムで情報を提供することができれば、聴覚障がい者も適切に対応できるようになるだろう。常に情報伝達を意識した支援体制の整備が、聴覚障がい者の社会参加や安全確保のために不可欠であると言える。

4-2 今後の課題

「ろう学校における防災システムの再構築に関する研究－誰一人取り残さない支援に焦点を当てて－」というテーマで防災について考えてきた。危機管理マニュアルは絶対的平等という観点で整備されがちであったが、特別支援学校にあっては合理的配慮を盛り込んだ整備が不可欠である。また作成した時は最も実効性が高い状態になっていることは当然であるが、常に実効性がある状態にしておくという意味では常に改善をしていくことが必要で、危機管理マニュアルに完成形はないと言ってもよいのではないだろうか。

誰一人誰取り残さないという点では、災害弱者が出ないようにそれぞれの人にとっての合理的配慮について考えていく必要がある。今回考えたような聴覚障がい者にとっての情報保障という観点では今後

も利便性が上がってくると考えられる ICT の活用について積極的に取り込んで行きたい分野である。本研究においては、聴覚障がい者への合理的配慮として有効と思われる手立ての一つが明らかとなつたが、同時に情報を発信する側の課題も浮き彫りになった。これに対しては、OODA ループを用いて思考することが望ましいと考えられる。日頃から OODA ループの①観察 (observe) ②情勢見極め・方向付け(orient) ③決定(decide)④実行(act) というサイクルで課題を捉え、これを意識的な活動にすることで不測の事態に備えるという思考方法である。この有効性についても今後課題とし、より実効性のあるマニュアルになるよう PDCA サイクルを回して確認をしていきたい。また、根拠を示し判断する力を育てることの大切さも痛感しているところであり、今後は学校として防災教育についても力を入れていく必要があると考えている。

謝辞

本研究を進めるにあたり山梨大学工学部秦教授、関東地区聴覚特別支援学校をはじめ多くの方々にご協力をいただきました。感謝を申し上げます。

5. 参考・引用文献

- ・文部科学省（2013）「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（2013年3月）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1334780_01.pdf
- ・文部科学省（2022）「第3次学校安全の推進に関する計画（概要）」（2022年3月25日）
https://www.mext.go.jp/content/20220325_mxt_kyousei02_000021515_02.pdf
- ・立木茂雄「防災と福祉 ガイドブック『誰一人取り残さない防災の原則：全体性・連続性・多元性・衝突性・共同性』」地域安全学会（編）p 120 (2024).朝倉書店
- ・「災害と福祉」NHK ハートネット福祉総合サイト <https://heart-net.nhk.or.jp/heart/theme/21/>（最終閲覧令和7年1月23日）
- ・NHK「福祉ネットワーク」取材班「東日本大震災における障害者の死亡率」『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2011年11月号（<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n364/n364023.html>（障害者保健福祉研究情報システム所収）
- ・松崎丈、芳賀隆人(2016) 「東日本大震災の発災直後における聴覚障害者の情報獲得行動とその背景にある心理状況-TEM による分析を通して」宮城教育大学特別支援教育講座. 宮城教育大学特別支援教育総合研究センター研究紀要
- ・文部科学省「『学校の危機管理マニュアル作成の手引』の作成について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm
- ・文部科学省（2023）「危機管理マニュアルの点検結果について」（2023年7月28日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00016.htm (R6.11.28閲覧)
- ・文部科学省（2024）「学校安全 e-ラーニング管理職向けテキスト資料」（2024年3月）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>
- ・文部科学省（2019）「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（H31.3）」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_03.pdf
- ・初等中等教育分科会（第80回 2011年7月13日）配布資料「資料1 特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(2011年7月13日)」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325887.htm (中央教育審議会初等教育分科会)